

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

206

極秘

1 大臣 2 次官 3 森重洋 4 田中大臣	外務省 外務省 外務省	平野内閣 平野内閣 平野内閣
---------------------------------	-------------------	----------------------

外務大臣 平野 - 米大使 会談

44. 10. 1
米 - 長

有 10月 1日 午前 11時 約 1時間 に 且り 行な
われた 会談 概要 以下の 通り。 (出席者 森
外務審議官、平野内閣、北米第一課長、スティー
公使、ウヰッセル 通訳官)

1. コロムビアの 文意

大臣より 未解決の (イ) 第2項 末文 (別添1、日有修正
案手交) (ロ) 第3項 の 2行目 関係部分 (別添2、日有
修正案手交) (ハ) 第6項 安保条約 等 変更 あり
の 字句 (有上述の 最徹 として 是非 必要 と 強調) (ニ) 第6項

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十)

CONTEMPLATE の 字句 (他の 字句 が 多い と 擧) (イ) 第2項
末文 核 (おのり案 受諾 方 再要望) (ロ) 第6項

財政 的 側面 (將來 有 こと 再確認) の 諸 点 に 関し
日有 側 の 考 え 方 を 明 かに した の 上、 次 の 如 く 話 的 在

(イ) 第2項 末文

おのり 案 修正 あり
大臣 の 突 進 的 な 意 味 に ついて は 何 の 変更 は ない
同じ 考 え 方 が コロムビア の 場合 に あり の ため、 字 句 を 整
理 に ついて は せ ら げ ら れ ば 旨 意 明 かに した の 上、 米 側 は
強 い 難 色 を 示 し、 大 使 は 大臣 の 許 不 会 談 中 有
他 の 考 え 方 に ついて は 未 だ 確 定 され ない 従 事 の 文 意 等
に 関 して は 第 2 項 末 文 について CONTEMPLATE と (KEY SENTENCES)
(要 2 項)
で あり、 日有 側 修正 意 義 著 しく なく あり、 日有 側 が
BACK AWAY (去 り 去 る 意 義) 本 国 に 報 告 する こと
に 決 定 され ると 述べ、 公 使 と とも とも 第 2 項 の 結 語 漏 れ じ
外務省

この第3項のつなかりとて至大の重要性を以て
~~日本側修正~~ 日本側修正の必要を感じた。 (句倫 出先)

とて) (2) 本内閣向 ^{以前} ~~の~~ 知 ^て 断定的な方針と注釈) 旨
説明した。 反覆

(2) 第3項の修正の理由

^{おかしな修正} 大臣の字句的表現 ^{変更} のありは ^明 言 ^せ ざるに於て 米
側は 本修正案の 米側の考え方に合致しない

コメントとて 受諾に 16) 題 があると思ふ旨述べた。
^{の修正案は米側の修正案} 右項を EXPRESSED THE STRONG HOPE とすとの双方一致

(3) 第6項「変更なし」の字句

米側は 当方主張に対し 従事とりの 不要論 (二
の字句 ^{変更} があること ^{変更} はないこと) 自明の理ありと
^{新採録字句}

また 合同委員会決定等 ^{不変更} との印象を与え
好ましくありと) を繰り返した。 当方 ^可 可

協議方式が何れ修正工が 本土と差別な (沖縄)
に適用せられたこと 加 眼目 あり 説明の上 大臣が

国内政治上 どのように 修正工、 ^明 明 白 した
必要 あり、 二の修正 意味 が 浮き 出た 文言 ^二

有火の 修正工も 現在の 字句 と 同 様 せず、 左と 右
「本土においたと同様に 適用工 する」といふ 表現を

考へ たいと 要 望 し、 ^{大臣} ~~米側~~ 米側 とも 問題 解決 工 (分) あり
至急 検討 したと 述べた。

(4) 第6項 CONTEMPLATE の字句

(1) 大臣が 先般の 下田・沼ンヤン 会議 以後 二つ 案に
関し 總理 大臣が 直接 強い 訓令 を出した

述べたのに対し、 大臣が (4) CONTEMPLATE の色
長官の FAVORITE WORD である ^{英信の法律用語} ^(おかし)

とて ^{部分の表現として} 合意 する (二の ~~修正~~ ^{修正} 何 最 適) の こと あり

こと (b) 上記 下田、コンヤン 会談 以後 本國が
何ら 訓令に 接して ないこと 断定的に 云え

ないが、^{社会性、示唆性} NOT HINDER の文言は 如何にも 消極的な
響きを 与へるのに対し CONTEMPLATE は 積極的な

感じを 与へたこと、を 説明した。
(b) 当方より、才 6 項の 交渉 方式に ついて 述べ

るが 主眼点 2 あり、同方式は 本来 制限的な
ものなり、^(CONTEMPLATE) CONTEMPLATE という語は PRIOR CONSENT
より

という 考え方に 適合 (表現) あり、^{制限的な内容と云ふこと} 二の 場合 なら
適当であり、^{これ} かつ COMPATIBLE か DOES NOT

HINDER の方が 更に 説明、大抵 どの 問題も
振出しに 及んだ 感があるが、要は 双方の 対等的

説明が 大文 (喂) 違ふ ところ 2 あり、と
述べた。

(5) 才 7 項 核

(1) 米側が 本問題に 大筋 概 通過に 検討 した
こと 何ら コメント 出来ず、待つ ばかりと 述べた

が、大抵 米側 本側 案は 苦心 苦心 を重ね、米側
にとつて 問題 真 十分 考慮 に入れ 作成
(特に WITHOUT PREJUDICE 等)

した こと、総理 にとつて 自分 にとつて FINALE まで
である。とつて 代表 が必要 あり、その 中に

一、大筋 概は 神龍の 通過 1 字 (2 4 同地 所在
の 検査 器) について 撤去 される 旨を 保証 した

という ことあり、それ について 現在の 案の方が
米側 にとつて 遙かに 有利 である こと 強調 (大筋
概は 2 方を 決断 した) こと 強調、と 述べた。

(2) 米側は 大抵の 発言に 一々 応答 せず、^{大筋 概} 本側
の 案は

非等 苦心 極 端 かつ 米 側 案 2 項 案 2 項 案 2 項
日本 政府の 政策、と 非核 3 原則の

△ これに対し大蔵は without prejudice 云々を指摘し
それ以上は可と云ふべきは、かゝりてと述べた。

7

ことかと思われ、大蔵が肯定(左と=) 大蔵が否定的

極めず CATEGORICAL であるとコメント(左) △

2. その他の問題

(1) 総理の一方的発言の時期

(公認終了後に) 大蔵が本発言の時期は7月24日

と発言されたが、これは7月24日発表後、^{発言後} 残り期間が

あり、対俄公認の困難を生ずると述べた。

対し、大蔵より ~~正式~~ 帰国後の臨時国会

で ~~正式~~ 発表する(可)。

質疑の所信表明 ~~あり~~ であるが、準備中7月24日

発表直後記者会見等を利用して発言を行なう

こと一法と思われ述べた。

(2) 安保自然継続に因り自民党決定

大蔵が 10月9日 自民党に於いて112国会一法と

外務省

GA 6

8

かゝる決定をすべしと右つていふ(左) ^{報告し、} ~~報告し、~~

右は当然のことであるが、沖繩返還交渉の

進展も考慮し、此の際、内外に ¹⁷⁷² ~~報告し、~~

述べた方針ありと述べた(左)

(3) 対日米両国民教育

(上記(1)(4)議論の際) 大蔵より 自他側の世論

指導の巧みと、特に対米の安全が日本の安全と

結びつていふ(左) ¹¹⁷² ~~1172~~

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

こと及び、自他側の世論が国民の向に定着している

GA 6

外務省

マクナソン上比級負に説明が予定と付言)を
 披露し、^{マコニヤ}文官が本領國のつゝある現在
 日米ともに国民教育に力を入れ、双方の親善が
 余り増進するにかなうようになつてあると
 述べた。(二はこれ 大蔵省秘密取り扱ひの
 行と12を避けた。とコメント。)

(4) 日米関係の将来
 (上比(15)級論後) 大蔵省が戦時恐慌
 に因り世界的な希望を述べた言の上
 陸軍中の國務長官が此處で述べた言
 沖繩返還によら 日米国民の対米信頼感の
 増進を促す感之を述べ、日米外縁代を
 招き、其に日本がアジアの平和と安全に
 寄与する基礎が本島上にあると有ると言

大蔵省 米債を全(月に)平均であるか否かは
 沖繩返還交渉に(2)のものを有ると
 述べ、~~米債の増大~~ 自民党の中にも之を確保
 策約を1975年まで控へてせよと主張する者
 あり(注: 中蔵省言を指すものと見らる)。保利官
 長官にも申上知れぬが、米債公認待上
 大蔵省交渉を事として見ゆることと述べ
 た。(二は有りと大蔵省上比(2)を有言。)

(5) 日米経済関係
 (公認経済関係) 大蔵省 高橋三三郎
 が得国 認識維に於ては米債に論議せしと
 述べたことと、^要米債を^{たつた}示し、~~大平~~ 大平通産相
 の強説に米債を批判しつゝ、~~米債~~ 米債
 は用いられたいと云ふ言を呈せし、~~米債~~ 米債

正しいかと案内、大任の通りであり、0有
 御とに毛屋を正しくし、と答と在、(三の現
 在)

の分組違向見する)

子 今後の進め方及びその対策

(1) 大任の今後 原則として毎週水曜日
 大任と定例会議を行なうと申し出

大使は承知した。

(2) プレスに對しては 暫くは半比較の情勢
 を検討の上、コニコニの作成に与り加は
 其に、未解決の重要各語句を討議
 (た、その趣意を述べるとは、0米双方
 一致した。

極 秘
 無 期 限
 8 部の内
 4 号

SECRET

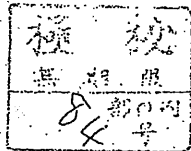
(注) 紙一筆制
 1- 大任
 2- 米局長
 3- 参事
 4- プレス
 5- 参事
 6- 米参事
 7- 参事
 8- 参事

(Oct. 1, 1969)

On paragraph 2

Add the following sentence at the end of the paragraph:

The Prime Minister stated that he fully
 appreciated the assurance of the President.



SECRET

12) 批 - 未用 5
1 不在 6
2 于原云 7
3 嘉音 8
4 27 札 (Oct. 1, 1969)

Draft Communique: (On the Vietnam question)

In this connection, they agreed that, should peace in Vietnam not have been realized by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would fully consult with each other in the light of the situation at that time so that reversion would be accomplished without affecting the U.S. efforts to assure the South Vietnamese people the opportunity to determine their own political future without outside interference.

ル
イル

秘
無期限
8部の内
4号

7米長
8条局長?
大尾
23456

共同声明案（ヴェトナム関係部分）

昭和四四・九一五〇

総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを希望するものである旨を明らかにした。これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、沖繩の返還が南ヴェトナム人民に対し外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議する。

